

平成29年度「臨時福祉給付金」 7月31日まで受付

7月31日(月)を過ぎるとの受け付けは出来ませんので、申請が済んでいない人は、至急申請をしてください。

【給付対象】
平成28年度臨時福祉給付金(3千円)の支給対象の人

【注】市民税(均等割)が課税されている人の扶養親族や生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。

DV被害により避難している人については、市に住民票がなくても、申請を受け付ける場合があります。

【給付額】
1人1万5千円(1回限りの支給)
支給予定日
申請受付後2カ月程度
基準日 平成28年1月1日

申請方法

郵送または申請会場で直接申請してください。

申請期間

平成29年4月28日(金)～
平成29年7月31日(月)

申請用紙

基準日に守口市の住民基本台帳に記録されており、発送日時点で支給対象と見込まれる人には平成29年4月末に申請書を送付しています。

申請会場

守口CDビル7階(旧守口MIDビル)市役所より東へ約300m

受付日時

平日午前9時～午後5時30分

健康福祉部総務課・臨時福祉給付金担当専用ダイヤル

TEL 0570・200・192
0570・037・192(全国共通ナビダイヤル)

制度概要

平日午前9時～午後6時に厚生労働省



「臨時福祉給付金」の詐欺などに注意

社会を明るくする運動

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行のない地域社会を作るための全国的な運動であり、法務省が主催し、毎年7月を強調月間として全国で展開しています。

本市でも、犯罪や非行のない安全で安心な街づくりの実現に向け、本運動の趣旨をわかりやすく伝えるために街頭啓発活動を実施します。

【内】セレモニー(大阪府警音楽隊)、キャンペーングッズ配布

【場】7月11日(火)午後1時

場 京阪電車守口市駅前カナイアンスクウエア

TEL 06・6992・1570

健康福祉部総務課



生活にお困りの皆さんへ

くらしサポートセンター守口では、生活にお困りの人にさまざまな支援を行っていますのでお問い合わせください。経済的に困窮している人(働きたいのに仕事が見つからない、家族の生活や将来のことが不安など)

【主な支援内容】

就労準備支援…仕事に就く自信のない、人間関係が得意ではない人などに、コミュニケーション能力や社会適応能力の習得を通じて、就労への準備を支援します。

住居確保給付金…仕事を失い、住まいを失う可能性がある人などに、家賃相当額の給付と就労支援を行います。

【注】収入要件など一定の要件有り

【ふーどばんく】米、パン、カップ麺などを必要な人(今日食べる食料を買うお金が全くないなど)へ渡します。

【問】くらしサポートセンター守口

相談日時

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分(土・日、祝日、年末年始を除く)

【場】守口市京阪本通2-1-15京阪川口ビル4階(地下鉄谷町線守口駅3番出口徒歩2分)

TEL 0800・200・8011

募集 第2期介護予防運動教室 受講者募集

男性、夫婦での参加大歓迎！
男性専用教室(日曜日13時～)あり！

【対】40歳以上の市内在住者

【料】▽65歳以上・障がいのある人150円
▽その他の人20円

【注】申込時に心臓疾患の有無など簡単な健康調査を行い、その結果により参加できない場合があります。

現在、通院されている人は、かかりつけの医師に相談してください。

【申・問】7月8日(土)午前9時から所定の用紙(市民体育館、各地区コミュニティ

教室名	強度	曜日・時間	定員	実施期間
整美操(バランス調整運動)	★	月曜	各15人	7/24(月)~9/18(月)
骨粗しょう症予防	★★			
すっきりシェイプ	★★★			
健康志向シェイプ教室	★	火曜	各20人	7/25(火)~9/19(火)
お肉サヨナラ健康体操	★★			
ゆったり体操	★★★			
健美操(バランス調整運動)	★	水曜	各15人	7/27(水)~9/21(水)
リーダー育成	★★★			
元気体操Ⅱ	★★			
簡単シェイプアップ	★	木曜	各15人	7/27(木)~9/21(木)
ゆっくりストレッチ体操	★			
運動不足さよなら	★			
すっきりリフレッシュ体操	★	金曜	各20人	7/28(金)~9/22(金)
骨粗しょう症予防	★★			
お肉サヨナラ健康体操	★★★			
のびのび体操	★	土曜	各15人	7/22(土)~9/16(土)
超健康ステップ体操	★★★			
かんたんエアロビクス	★			
すっきりシェイプ	★★	日曜	各20人	7/23(日)~9/17(日)
すっきりステップ体操	★			
基礎体力アップ教室	★★			
元気体操Ⅰ	★	月曜	各15人	7/22(土)~9/16(土)
脂肪さよなら	★★			
ストレッチ&健康体操	★			
運動不足さよなら	★	火曜	各15人	7/23(日)~9/17(日)
肩こり・腰痛飛んでいけ	★			
男性基礎体力づくり	★			
かんたんエアロ	★	14:30		

【備】強度の目安…★は低、★★は中、★★★は高
各教室は実施期間内で全8回(60分/回)となっています

ティセンター、大日サービスコーナー、佐太・菊水老人福祉センター、高齢介護課(あり)で市民体育館
TEL 06・6992・8201

老人医療(一部負担金相当額等一部助成)医療証の変更

現在、老人医療費助成制度の対象者に交付している「老人医療(一部負担金相当額等一部助成)医療証」は、7月31日(月)が有効期限です。

引き続き助成対象となる人には、新医療証(青色)を郵送します。

7月末までに新証が届かない場合や

記載内容に誤りがある場合は、問い合わせください。

また、有効期限の過ぎた医療証は、市に返却または破棄してください。

助成範囲

この制度は、健康保険証、高齢受給者証(70歳以上75歳未満)または、後期高齢者医療被保険者証(75歳以上)とともに老人医療(一部負担金相当額等一部助成)医療証を合わせて医療機関の窓口へ提出することで、対象者に代わり市が一部負担金の一部を支払うものです。

必ず新証を提示

現在入院、または治療中の場合や新たに医療機関で治療を受けるときは、必ず新証を窓口へ提示してください。

申請時に所得証明書を

平成29年1月2日以降に転入した人で、老人医療費助成制度の受給資格該当者は、前住所地の市町村発行の所得証明書(平成28年中の所得)をつけて申請してください。

なお、新しく助成を受けようとする人は、高齢介護課へ申請してください。

【対】65歳以上で、次のいずれかに該当する人(所得制限あり)

- ① 1・2級の身体障害者手帳所持者
- ② 重度の知的障害者
- ③ 中度の知的障害者で身体障害者手帳

守口市のため…

枚方市楠葉在住の、中川輝雄さんから本市の福祉行政に役立てて欲しいとの思いで寄付をいただきました。

中川さんは、幼少期に「家族が本市の福祉行政に大変お世話になった」との思いを持ち、また現在は、大家族に囲まれ幸せな生活を送ることができていることを喜んでおり、「本市に対する恩返しがあった」と語られました。

